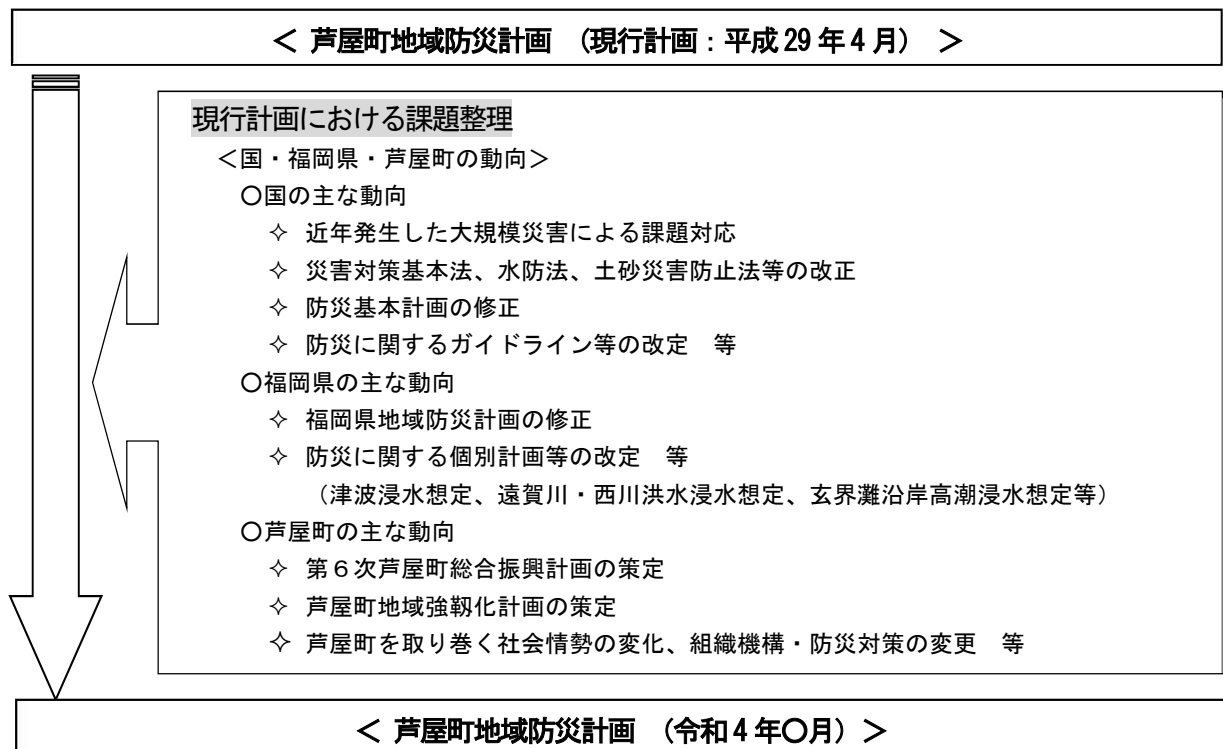


1 地域防災計画見直しの背景等

(1) 計画見直しの背景と目的

- 芦屋町地域防災計画（平成 29 年 4 月修正）について、平成 29 年度以降に改正された法令や上位計画等の最新内容を反映するとともに、近年の大規模自然災害等への災害対応を踏まえた防災対策の強化を行うため、今年度計画修正を行うものである。



(2) 計画見直しの方針

- ① 地域防災力を高める取り組みの推進
- ② 情報収集と伝達手段の強化
- ③ 業務継続性の強化
- ④ 対策本部業務の見直し
- ⑤ 多様性を踏まえた取り組み
- ⑥ 要配慮者対策の強化

(3) 計画の構成

- 第 1 章 総 則
- 第 2 章 災害予防計画
- 第 3 章 風水害応急対策計画
- 第 4 章 地震・津波応急対策計画
- 第 5 章 原子力災害等応急対策計画
- 第 6 章 災害復旧復興計画

◆計画の構成については、現行計画の構成から変更していない。

(4) 計画見直しのスケジュール

時期	内容
令和3年 10月	第1回防災会議の開催 (地域防災計画修正方針等の概要説明)
令和3年 11月～12月	地域防災計画(素案)に対する庁内意見照会の実施
令和4年 1月	第2回防災会議 (地域防災計画(素案)の概要説明)
令和4年 1月(～2月)	パブリックコメントの実施
令和4年 3月	第3回防災会議の開催 (パブリックコメントの結果審議・報告)
令和4年 4月以降	計画の公表、福岡県への報告

2 内容

(1) 第1章 総則

該当箇所	項目	内容
P1-1 第1節 第1	○計画の目的	自助・共助・公助の連携協力の重要性を謳うため、住民一人一人の自覚及び努力を促す記載とした。住民が自らを災害から守る「自助」、地域社会がお互いを守る「共助」、そして国や県、町等の施策としての「公助」の適切な役割分担に基づく防災協働社会の実現を目指していくことを追加した。
P1-1 第1節 第2	○計画の位置づけ	防災計画の作成に関する国、県、町の位置づけを示した図を追加した。
P1-2 第1節 第3	○計画の基本方針	計画の基本方針を以下のとおり示した。 ①災害時の人的被害を最小化する防災・減災対策の推進 ②自助・共助・公助が一体となった取組の推進 ③多様な視点に基づいた取組の推進
P1-4～24 第2節	○関係機関の業務大綱等	町、県、関係機関における現在の防災業務との整合を図った。
P1-25～35 第3節	○町の概況	自然条件や社会条件、災害危険性等、現在の町の概況との整合を図った。
P1-36 第5節 第1	○防災ビジョン	東日本大震災等、近年発生した災害の教訓を踏まえ、これまでのハード対策に加えて、事前対策の推進等のソフト対策を組み合わせることを追加した。

(2) 第2章 災害予防計画

該当箇所	項目	内容
P 2 - 2 第1節 第2	○自主防災活動の推進	自助及び共助の取組を促すため、地域住民の役割分担並びに事業所・団体等の地域防災活動への参画促進を追加した。
P 2 - 4 第1節 第4	○防災訓練	地域防災力を強化するため、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練や、より実践的な内容の訓練とするための留意点を追加した。
P 2 - 6 第1節 第5	○防災知識の普及	防災知識の普及のため、以下の項目等を追加した。 ・防災上重要な施設の管理者等の教育 ・防災知識の普及に際しての留意点等
P 2 - 1 1 第2節 第2	○建築物の安全化	文化財を災害から守るため、文化財に対する住民の防災意識の高揚（建築物の安全化）を図る旨を追加した。
P 2 - 1 5 第2節 第5	○水害予防対策の推進	水防法に基づく予防対策に対応するため、以下の対応等を追加した。 ・浸水想定区域等における避難確保措置 ・避難確保計画の作成指導等 ・浸水想定区域等の把握及び住民等への周知
P 2 - 1 8 第2節 第6	○土砂災害予防対策の推進	土砂災害防止法に基づく予防対策に対応するため、以下の対策等を追加した。 ・土石流対策 ・急傾斜地崩壊対策 ・土砂災害防止対策
P 2 - 2 2 第2節 第7	○高潮等への対策	福岡県高潮浸水想定等を踏まえた予防体制を整備するため、浸水想定区域等の把握及び住民等への周知を追加した。
P 2 - 2 2 第2節 第8	○津波災害予防体制の整備	福岡県津波浸水想定等を踏まえた予防体制を整備するため、津波に強いまちづくりや津波災害特別警戒区域の指定、Lアラート（災害情報共有システム）等について追加した。
P 2 - 3 6 第3節 第3	○広域応援・受援体制の整備	災害時に他自治体から、応援（人的、物的支援）を受け入れるための手順、体制を定めた受援計画の作成を追加した。
P 2 - 3 9 第3節 第6	○避難体制の整備	避難誘導體制の整備及び誘導方法の習熟を図るため、避難誘導計画の作成、訓練の実施に努めることを追加した。

該当箇所	項目	内容
P 2 - 4 3 第 3 節 第 7	○要配慮者等安全確保対策	要配慮者等が利用する施設の事業継続性を確保するため、発災後 72 時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保すること等を追加した。 また、災害対策基本法の改正に伴い、避難行動要支援者ごとに避難支援等を実施するための個別避難計画の作成が努力義務となった旨、追加した。
P 2 - 4 9 第 3 節 第 8	○帰宅困難者支援体制の整備	災害発生時に帰宅困難者が発生するおそれがあるため、むやみに移動を開始しない等の心得等を追加した。
P 2 - 5 8 第 3 節 第 1 6	○保健衛生・防疫体制の整備	放浪動物等の発生を防ぐため、飼い主は、災害発生時において、ペット同行避難を原則とする旨を追加した。
P 2 - 5 9 第 3 節 第 1 7	○災害ボランティア活環境の整備	災害ボランティアの具体的な役割や町の受入体制の整備について、追加した。
P 2 - 6 0 第 3 節 第 1 8	○複合災害に対する予防	同時または 2 以上の災害の発生可能性に備えるため、訓練の実施（図上訓練等）を追加した。
P 2 - 6 0 第 3 節 第 1 9	○業務継続計画の策定	災害時に、人、物、情報等利用できる資源に制約がある状況下において、優先的に実施すべき業務（非常時優先業務）を特定するとともに、業務の執行体制や対応手順、継続に必要な資源の確保等をあらかじめ定める、業務継続計画の策定を追加した。

（ 3 ） 第 3 章 風水害応急対策計画

該当箇所	項目	内容
P 3 - 1 第 1 節 第 1	○職員の動員配備	災害対策本部の運営等との整合を図るため、配備基準について見直した。
P 3 - 6 第 1 節 第 5	○災害対策本部の運営	災害時の迅速かつ適切な防災体制を整備するため、現行の組織体系を踏まえたうえで、災害対策本部の組織及び分掌事務（班別・対策項目別・時期区分（初動／応急／復旧））について見直した。
P 3 - 1 7 第 2 節 第 1	○気象情報等の収集伝達及び周知	気象情報等の収集伝達及び周知を図るため、注意報・警報等の定義及び種類、気象情報の伝達系統について、最新の内容に更新した。 また、福岡管区気象台が行う予報及び警報、福岡管区気象台・九州地方整備局が共同して行う予報、洪水予報の種類、水防警報の種類を追加した。
P 3 - 2 7 第 2 節 第 7	○迅速な住民の安否確認と支援情報等の提供	災害発生後の情報提供を確実に伝達するため、照会者の本人確認方法、照会可能情報を追加した。 また、DV等加害者から追跡されるおそれもあるため、個人情報管理の徹底を追加した。
P 3 - 3 3 第 4 節 第 1	○自衛隊派遣要請、受け入れ等	災害派遣部隊の活動に要した経費負担に対応するため、経費の負担範囲について見直した。

該当箇所	項目	内容
P 3 - 3 8 第 4 節 第 4	○要員の確保	災害時に必要な人員等を確保するための、手段や方法、要請先について追加した。
P 3 - 3 8 第 4 節 第 5	○ボランティアの活動支援	災害時に、町が必要に応じ、災害ボランティアセンターに事務委託する場合の町の支援（場所や情報の提供等）について追加した。
P 3 - 4 6 第 7 節 第 1	○医療救護チームの編成	正確な患者数を把握するため、転院搬送が必要な入院患者数、及び診療機会を喪失した人工透析患者等の慢性的患者数等の医療情報の収集について追加した。
P 3 - 5 2 第 8 節 第 2	○道路交通の確保	放置車両や立往生車両等が発生した場合に対応するため、道路の啓開措置（障がい物の除去）について追加した。
P 3 - 5 4 第 8 節 第 5	○食料、生活物資、資機材等の緊急輸送	食料、生活物資、資機材等の緊急輸送について、輸送対象の想定図を追加した。
P 3 - 5 5 第 9 節 第 1	○避難情報等の発令	災害対策基本法の改正に伴い、避難情報等との整合を図るため、最新内容に更新した。
P 3 - 5 8 第 9 節 第 2	○警戒区域の設定	災害対策基本法の改正に伴い、見直された避難情報等との整合を図るため、最新内容に更新した。
P 3 - 6 0 第 9 節 第 6	○避難誘導	指定避難所等への移動がかえって危険を伴う場合もあるため、住民自身がやむを得ないと判断する場合は、近隣の安全な場所への移動や屋内安全確保等を行うべき旨（住民等への周知徹底）を追加した。
P 3 - 6 1 第 9 節 第 5	○指定避難所等の開設	車中泊やテント泊等を踏まえ、指定避難所で生活せず食事のみを受け取りに来る被災者等に係る情報についても、早期に把握するよう努めることを追加した。
P 3 - 6 2 第 9 節 第 6	○指定避難所等の運営	東日本大震災等における避難所生活からの教訓を踏まえ、女性や子ども等に対する性暴力・DV・ストーカー行為・児童虐待等の発生の防止に努める旨を追加した。
P 3 - 6 5 第 9 節 第 7	○帰宅困難者対策	県計画と整合を図るため「旅行者及び滞在者の安全確保」から「帰宅困難者対策」に名称変更を行った。
P 3 - 6 8 第 10 節 第 3	○指定避難所等の要配慮者に対する応急支援	災害を契機に新たに要配慮者となる者（保護者を亡くした児童等）の発生も予測されるため、応急対策の留意点を追加した。
P 3 - 7 3 第 11 節 第 2	○食料の確保、供給	食料供給機能の停滞により生命に危険が及ぶ可能性のある要配慮者に対し、優先的に食料供給を実施する旨を追加した。
P 3 - 7 5 第 11 節 第 4	○生活物資の確保、供給	生活物資の必要量の確保と供給に努めるため、供給対象者に指定避難所以外で受け入れられた者を追加した。また、供給品目としてマスク等を追加した。
P 3 - 7 9 第 12 節 第 3	○被災住宅の応急修理	日常生活に欠くことのできない必要最小限度の応急修理に対応するため、応急修理の期間、応急修理を実施する住宅等を追加した。

該当箇所	項目	内容
P 3 - 8 1 第 1 3 節 第 2	○避難所等の保健衛生	避難所生活での健康状態等に対応するため、健康相談等の実施を追加した。
P 3 - 8 9 第 1 5 節 第 2	○応急教育	被災児童・生徒のメンタルケアに十分配慮するため、関係機関が連携して取り組むこと追加した。必要に応じてスクールカウンセラー等を学校に派遣する旨等を追加した。

(4) 第4章 地震・津波応急対策計画

該当箇所	項目	内容
全体	○各項目	風水害応急対策計画等に準じた修正を行った。
P 4 - 9 第 2 節 第 1	○地震及び津波情報の収集伝達及び周知	地震情報の種類について、最新の内容に更新した。

(5) 第5章 原子力災害等応急対策計画

該当箇所	項目	内容
P 5 - 3 第 1 節 第 2	○情報の収集、提供	情報収集事態及び警戒事態発生時の情報伝達経路を、最新情報に更新した。 また、緊急事態宣言発出後の情報伝達経路を、最新情報に更新した。

(6) 第6章 災害復旧復興計画

該当箇所	項目	内容
P 6 - 2 第 1 節 第 2	○り災証明の発行	災害による住家の被害認定基準の改正との整合を図るため、大規模半壊、中規模半壊等を追加した。 また、被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するため、必要に応じて被災者台帳を作成することを追加した。
P 6 - 1 2 第 1 節 第 1 1	○農林漁業者への支援	農林漁業者関係融資との整合を図るため、最新情報に更新した。
P 6 - 1 4 第 2 節 第 2	○激甚法による災害復旧事業	激甚法による財政援助を受ける事業等を最新内容に更新した。
P 6 - 1 9 第 1 節 第 3	○復興計画の推進	地域コミュニティが復興に大きな役割を果たすことを明記するため、その維持や回復・再構築に十分に配慮する旨について追加した。